

ディサースリア認定セラピスト／ディサースリア・スーパー認定セラピスト制度について：発展的解消に伴うお知らせ

1. 最終申請期限について

発展的解消に伴い、本制度に関する今後の取扱いについて下記のとおりお知らせいたします。ディサースリア認定セラピスト／ディサースリア・スーパー認定セラピストの資格認定の新規申請受付の最終期限は、2026年2月10日（消印有効）までといたします。これをもって本制度による新規認定は終了し、以後、新規認定は行いません。

2. 既認定者の取扱いについて

日本ディサースリア臨床研究会の発展的解消後においても、既に認定を受けている方の資格が失効することはありません。ディサースリア認定セラピスト／ディサースリア・スーパー認定セラピスト制度の有効性を今後も保持し続けるため、同制度の照会先ならびに認定情報の保管・管理先を確保し、資格証明事業を継続する必要があります。このため、弁護士法人新潟シティ法律事務所に相談のうえ作成を依頼した「事業譲渡契約書」に基づき、これまで当研究会と互助的關係にあった日本海医療福祉研究施設に対し、これまでに認定された方への資格証明を発行する事業を正式に譲渡し、同施設において認定情報を厳正に保管・管理していただくことといたしました。

今後、本制度に関する照会は、日本海医療福祉研究施設へお願いいたします。

3. 資格証明について

既認定者の資格証明業務は日本海医療福祉研究施設に譲渡し、同施設の照会窓口（メールのみ）で受け付けます。

照会先：nihonkai.jimukyoku@gmail.com

なお、認定証の再発行は行いません。認定証を紛失され資格証明が必要な場合には、上記照会先宛にご連絡ください。資格情報を確認の上、資格証明書を発行いたします。

4. 既認定者の皆さまへのお知らせ

上記のとおり、既に認定されている方の認定資格は法律専門家により作成された「事業譲渡契約書」に基づき、今後も法的に有効な資格として取り扱われます。これまでのご研鑽とご活動が損なわれることはありませんので、どうぞご安心ください。

今後とも、ディサースリア臨床の発展のため、変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。